

## 栃木市の産業支援メニューをご利用ください

市では、各産業分野の支援施策として、下記メニューを用意しています。詳細は、各担当課に問い合わせください。

事業	資金調達支援 市制度融資	介護離職防止支援 中小企業介護相談員派遣事業	商店街活性化支援 空き店舗活用促進事業	産業財産権取得支援 産業財産権取得支援事業	営農支援 担い手農地集積促進補助金交付事業	「何とかしたい農」からはじまる事業	就農支援 新規就農サポート事業	企業立地支援 立地奨励金	企業立地促進事業 用地取得奨励金
概要	【融資メニュー】 ①中小企業設備合理化資金 ②中小企業経営安定資金 ③小規模企業者資金 ④中小企業緊急景気対策特別資金 ⑤中小企業創業資金 ※いずれも、融資実行時に発生する信用保証料を全額補助	介護に関する課題を抱える中小企業等の事業主および従業員を対象に、介護相談員（社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー等）を無償で中小企業に派遣	新規開業者や中小企業者等が対象区域内の空き店舗において開業する際に、店舗改装費、家賃及び専門家への相談費用の一部を補助	特許権・実用新案権など産業財産権の取得に要した経費の一部を補助	農地中間管理機構や栃木市農業公社を活用して農地を新たに借受けた担い手等を対象にその面積に応じ、補助金を交付	栃木市農業公社の農業機械施設バンクを利用した農機具等の譲受けに要した経費の一部を補助	新たに就農する者を対象に、就農に係る経費の一部を補助	立地操業後に、立地のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税および都市計画税相当額を奨励金として交付	立地操業後に、宇都宮西中核工業団地の用地取得額の10パーセントを奨励金として交付
限度額・補助率等	①融資限度額：2,000万円 利率：1.6～2.1% ②融資限度額：2,000万円 利率：1.4～1.8% ③融資限度額：1,250万円 利率：1.4～1.6% ④融資限度額：1,000万円 利率：1.3～1.6% ⑤融資限度額：500万円 利率：1.6% (一部優遇有)	利用者負担なし	店舗改装費、家賃及び専門家への相談費用の一部 ※詳細は問合先へ	対象経費の2/3の額。ただし、特許権は50万円、実用新案権、意匠権および商標権は10万円を限度 (対象経費：出願料、出願審査請求料、出願のために弁理士に支払った費用)	交付単価 ①中間管理機構を利用した10年以上の借受7,000円/10a ②市農業公社を利用した5年以上の借受5,000円/10a ③中間管理機構または市農業公社を利用した認定新規就農者への貸付5,000円/10a ④市農業公社を利用した農地の買受5,000円/10a	農業機械補助 対象経費の1/2の額(上限10万円。ただし、45歳以上は1/3上限5万円)。 農業施設補助 対象経費の1/2の額(上限40万円。ただし、45歳以上は1/3上限20万円)。	補助額上限30万円。 ※1会計年度につき1回とし、2回を限度	交付額：立地のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税および都市計画税相当額 限度額：交付期間(5年または2年)において、上限3億円	交付額：宇都宮西中核工業団地の用地取得額の10パーセント
補助対象	①②③④：市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者および小規模企業者 ⑤：市内において創業を予定している方、創業後1年未満の25歳以上の中小企業者または事業転換・新分野進出等を図る中小企業者 ※いずれも、市税を完納していること等の要件あり。 ※別途、金融機関等の審査あり。	市内に事務所または事業所を有する中小企業者 ※介護相談員の派遣期間は、月1回、初回派遣日から1年間を限度	市内の対象地域の空き店舗を活用し、小売業、飲食業、サービス業等(事務所、風俗業、飲酒業及び遊戯業を除く)を開業するもの。 ※市税を完納していること等の要件あり。 ※事業の着手前に要申請。	市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者 ※産業財産権を取得後、6ヶ月以内に限る。 ※市税を完納していること等の要件あり。	①中間管理機構を利用して10年以上農地を借受けた認定農業者または認定新規就農者 ②市農業公社を利用して5年以上農地を借受けた認定農業者または認定新規就農者 ③中間管理機構または市農業公社を利用して認定新規就農者に農地を貸し付けた農地所有者 ④市農業公社を利用して農地を買い受けた認定農業者または認定新規就農者	・市内に住所を有し、農産物を生産し、または見込が確実である方 ・農業機械施設バンクを利用して農機具等を譲り受けた方 ・市内において新規就農し、年間150日以上農業に従事し、または従事する見込みがある者で、主たる収入が農業収入であるもの ・就農時年齢50歳未満の者 ・申請日が新規就農してから3年以内である者 ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)に該当しない者	対象：物品の製造、加工、修理、販売を行う施設、物流、情報サービス、研究開発を行う施設 対象地域：①市内の産業団地、工業団地②用途地域③それ以外の地域(①②の交付期間は5年、③の交付期間は2年) 要件：①投下固定資産額が1億円以上(物品の販売を行う施設は2億円以上)であること②栃木市に住所を有する常時雇用の従業員が5人以上(物品の販売を行う施設は10人以上)であること③用地取得から5年内に操業を開始すること	・立地奨励金の交付要件を満たすこと ・栃木県土地開発公社から用地を取得すること	
担当課	商工振興課 (21) 2371	農業振興課 (21) 2379・2385	農業振興課 (21) 2381	農業振興課 (21) 2376					

国民年金のお知らせ  
忘れていませんか?  
所得の申告

次の方は、所得がない場合でも前年の所得を申告してください。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。
-------------------------------	------------------------------	---	-------------------	---	------------------------------	---

次の方は、所得がない場合でも前年の所得を申告してください。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。
-------------------------------	------------------------------	---	-------------------	---	------------------------------	---

次の方は、所得がない場合でも前年の所得を申告してください。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。
-------------------------------	------------------------------	---	-------------------	---	------------------------------	---

次の方は、所得がない場合でも前年の所得を申告してください。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。
-------------------------------	------------------------------	---	-------------------	---	------------------------------	---

次の方は、所得がない場合でも前年の所得を申告してください。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。
-------------------------------	------------------------------	---	-------------------	---	------------------------------	---

次の方は、所得がない場合でも前年の所得を申告してください。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請されている方は、国民年金保険料免除申請書を提出していただく必要はありませんが、所得の申告をされないと、審査ができずになってしまいます。
-------------------------------	------------------------------	---	-------------------	---	------------------------------	---

次の方は、所得がない場合でも前年の所得を申告してください。	①国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方	日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継
-------------------------------	------------------------------	-------------------------------------